

大阪市中央卸売市場関係事業者団体創立記念表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市表彰規則（昭和53年大阪市規則121号）及び大阪市表彰規則実施要項（平成25年3月29日政策企画室長決裁）の規定に基づき、大阪市中央卸売市場関係事業者団体（以下「市場関係団体」という。）の創立記念日に際し、市民の食生活の安定に寄与した市場関係団体及び永年にわたり当該団体の役職にあった者（以下「役職経験者」という。）に対する表彰を実施するうえで必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 市場関係団体 卸売業者、仲卸業者が組織する団体、関連事業者が組織する団体、売買参加者が組織する団体及び各市場の市場協会
- (2) 理事等 市場関係団体の理事又は取締役等の重要な役職
- (3) 表彰 表彰状又は感謝状（以下「表彰状等」という。）を授与すること

(表彰の実施)

第3条 大阪市長又は中央卸売市場長（以下「市場長」という。）は、次条の区分にしたがい、市場関係団体又は役職経験者に対し、表彰を実施することができる。

(表彰状等の区分)

第4条 表彰状等の区分は次のとおりとする。

- (1) 大阪市長表彰状
- (2) 中央卸売市場長表彰状
- (3) 大阪市長感謝状
- (4) 中央卸売市場長感謝状

(選考基準)

第5条 表彰は、10年単位の創立記念日を迎える市場関係団体又は役職経験者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて実施することができる。

- (1) 大阪市長表彰状
 - ア 市場関係団体の代表者、又はこれに準ずる役職を経験し、理事等以上の役職の在任期間が10年以上の者のうち、功績が特に顕著な者
 - イ 市場関係団体の理事等以上の役職の在任期間が15年以上の者のうち、功績が特に顕著な者

ウ ア又はイに掲げる者のほか、市場の発展に特に顕著な功績があった市場関係団体
又は役職経験者

(2)中央卸売市場長表彰状

ア 市場関係団体の理事以上の役職の在任期間が 10 年以上の者のうち功績が顕著な市
場関係団体又は役職経験者

イ アに掲げる者のほか、市場の発展に顕著な功績があった者又は市場関係団体

(3)大阪市長感謝状

ア 市場関係団体の代表者、又はこれに準ずる役職を経験し、理事等以上の役職の在
任期間が 10 年以上の者のうち、市場の発展に特に積極的に協力した者

イ 市場関係団体の理事等以上の役職の在任期間が 15 年以上の者のうち、市場の発展
に特に積極的に協力した者

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市場の発展に特に積極的に協力した市場関係団体
又は役職経験者

(4)中央卸売市場長感謝状

ア 市場関係団体の理事以上の役職の在任期間が 10 年以上の者のうち市場の発展に
積極的に協力した者

イ アに掲げる者のほか、市場の発展に積極的に協力した者又は市場関係団体

(選考方法)

第 6 条 表彰状等を授与される者（以下「被表彰者等」という。）の選考は、次の方法で行
う。

2 表彰状等の贈呈を受けようとする市場関係団体又は表彰状等の贈呈を受けようとする
役職経験者が所属する市場関係団体の代表者は、当該団体が業務を行っている各市場の場
長に対して、次に掲げる書類を提出して推薦を依頼する。

(1)功績調書・・・・・別紙様式のとおり

(2)定款・規約（団体の場合）

(3)役員名簿（団体の場合）

(4)その他の参考資料

3 前項の規定により推薦を依頼された場長は、被推薦者について第 6 条の規定に基づき審
査を行った後、その結果を市場長に対して報告する。

4 市場長は、前項の報告をもとに被表彰者等を決定する。

5 市場長は、大阪市長表彰状又は大阪市長感謝状を授与した場合には、被表彰者等の氏名
又は名称を政策企画室長に報告する。

(欠格事項)

第 7 条 表彰状等を受けるべきものが次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を実施

しない。

- (1)刑事事件に関して、現に起訴されている者又は罰金以上の刑に処せられた者（刑の消滅したものを除く。）であるとき
- (2)破産者であるとき
- (3)大阪市中央卸売市場業務条例（昭和 46 年 11 月 11 日条例第 40 号）に基づく監督処分（第 63 条各項に基づく業務の全部若しくは一部の停止又は入場停止に限る。）を受けたものでその処分の日から 3 年を経過していないもの

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から実施する。
- 2 昭和 61 年 4 月 25 日付け「中央卸売市場関係団体の創立記念行事における表彰実施要領」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から実施する。

功 績 調 書

(個人用)

(ふりがな) 氏 名		※ 生 年 月 日	年 月 日 (満 才)
現 住 所	(※電話)		
公 職 歴	職 名	期 間	在職年月
功 績 概 要			
賞 罰			

※については、必要に応じて記載すること。

功 績 調 書

(団体用)

団体名		所在地	(電話)
代表者 氏名		設立 年月日	
現在の概要	会員数		
	活動目的		
	役員構成		
	活動地域		
功績概要			
賞罰			

表彰状

殿

あなたは多年にわたり本市中央卸売

市場の発展と市場行政の推進に寄与

されその功績は誠に顕著であります

○○○創立○○周年にあたり

これを表彰します

○○年○○月○○日

大阪市長

○○ ○○

印

感 謝 状

あなたは多年にわたり本市中央卸売

市場の運営と発展に尽力されました

○○○創立○○周年にあたり深く

感謝の意を表します

○○年○○月○○日

大阪市長

○○ ○○

印

殿

表彰状

殿

あなたは多年にわたり本市中央卸売

市場の発展と市場行政の推進に寄与

されその功績は誠に顕著であります

○○○創立○○周年にあたり

これを表彰します

○○年○○月○○日

大阪市中央卸売市場長 ○○ ○○

印

感謝状

あなたは多年にわたり本市中央卸売

市場の運営と発展に尽力されました

○○○創立○○周年にあたり深く

感謝の意を表します

○○年○○月○○日

大阪市中央卸売市場長

○○

○○

印

殿